

No. 1845  
2019.9.16  
毎週月曜日発行

# みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会  
〒728-0013  
三次市十日市東3-10-1  
http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/  
miyosiminsyo@w41.tiki.ne.jp

## 健診のあとは、食事と水族館でリラックス

### 三次民商共済会：日曜集団健診&レク

9月8日、三次民商共済会は、日曜集団健診とレクリエーションを行い、12名が参加しました。

初めて広島共立病院へ

1993年から三次民商共済会は、広島共立病院、広島医療生協の協力で、三次市で出張集団健診を行ってきました。

ですが今年度は、医師、スタッフの不足や機材の老朽化のため、出張健診ができないということで、初めて広島共立病院へ赴いて集団健診をすることになり、レクも兼ねた取り組みとなりました。

当日は6時45分に三次を出発し、8時に広島共立病院に到着。検診着

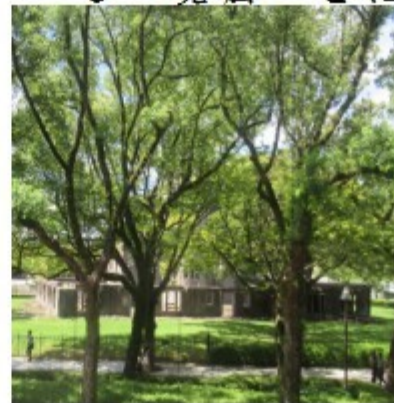


を着替えて健診スタート。約1時間ほどでスムーズに終わりました。

あなご料理を堪能

健診後、お楽しみの昼食は、『広島島の宿あいおい』に行き、あなご御前に舌鼓。お部屋からは原爆ドームが間近に見ることができ、

新たな広島島の発見ができ、好評でした。



水の生物を鑑賞

午後は観音にある、マリホ水族館に行きました。

猛暑のなか、水族館は涼しげに泳ぐ海や川の生物に暑さも忘れさせてくれました。

参加者は少なかつたけれど、楽しく、心も身体もためになった企画となりました。



## 新しい事務局活動を提案

### 事務局員活動交流会

9月3日、庄原かんぼの宿で、『2019年事務局員活動交流会』が行われ、三次民商の事務局も全員参加しました。

改めて複雑さを痛感！

午前は、岡田俊明税理士(元特別国税調査官、「税理士新聞」「税論卓説」を監修)を講師に招き、『大激震 消費税増税寸前対策』と題して複数税率を学びました。

日本が踏み入れたことのない領域に、あと1ヶ月と迫りました。岡田税理士は複数税率による請求書等区分記載保存方式は、飲食店や小売店だけでなく、すべての業者に多大な事務負担が押し付けられます。

〈裏面につづく〉



講師をしていただいた岡田税理士



●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

〈表面の続き〉

それだけでなく、税理士にも多大な負担が待っています。日本税理士会連合会、日本商工会議所、チエーンストア協会など、多くの人たちが複数税率・インボイス制度に反対をしています。この制度自体、論理的に説明した解説書などはないそうです。

そんな制度の対策に2300億円(内400億円を広報)という大金を湯水のごとく使うなど、増税の意味がまったくありません。ポイント制度についても相当に遅れているそうです。

岡田税理士の適格な説明に複数税率の問題点や注意点、事務対応を学びとることができました。

午後からは、三次民商の作田事務局長による『報告と問題提起』が行われました。事務局員どうし、悩みや改善したいところを出し合い、事務局活動に行き詰るときのアドバイスや励ましを聞き、活動に一步前進した学習交流会となりました。

消費税反対決起集会 & 消費税対策学習会

9月18日(水)  
 昼の部 午後2時～  
 夜の部 午後7時～  
 三次まちづくりセン  
 ター

9月20日(金)  
 午後3時～  
 高田事務所

9月27日(金)  
 午後7時～  
 高田事務所

青年部主催  
**ゴルフコンペ  
 参加者募集中!**

10月12日(土)  
 八千代カントリークラブ  
 会費2,000円  
 締め切り9月25日

メニューズ 消費税増税への対応

旧税率(8%)と  
 軽減税率(8%)は異なる

注意したいのは2019年9月までの旧税率(8%)と、2019年10月からの軽減税率(8%)は、同じ8%でも「中身が違う」ということです。具体的には、8%における国税と地方税の配分が異なっており、旧税率は「国6・3%・地方1・7%」でしたが、軽減税率は「国6・24%・地方1・76%」です。これで影響を受けるのが、帳簿の入力と消費税の申告です。税率が異なれば、その税率ごとに計算をしますので、新税率(10%)、旧税率(8%)、軽減税率(8%)の入力方法を確認しておく必要があります。

10%になるものを8%のまま入力したり、軽減税率の8%を旧8%で入力したりすると、誤った消費税額を申告することになりますので注意が必要です。

飲食料品を含む経費精算

軽減税率というと販売側が注目されますが、請求書等の受取側でも対応が必要です。

要注意なのは経費精算におけるシートでしょう。なぜなら従業員が経費精算をするシートには、軽減税率の対象品目が含まれている可能性があるからです。

たとえば、会議用にペットボトルのお茶を買ったとしましょう。経費精算時に、その項目が軽減税率であるか、または飲食料品であるかがわからないと、税率が「軽減税率」であるか否かを判断する手間がかかります。

また、10%と8%が同時に含まれるシートもあるかもしれません。1つのシートを1件で申請されると、申請書だけでは税率ごとの見分けがつかえません。これらを考えると、従業員にもあらかじめ伝達しておく必要があります。

新聞の定期購読は?

定期購読の新聞がある場合は、受領した請求書等を注意深く見れば、税率の違いに気づくことがあると思います。

これは新聞も軽減税率の対象だからです。軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する、週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

なので経費精算においては、定期購読の新聞を精算することは少ないと考えられます。なお、売店やコンビニで購入した新聞は、定期購読ではないので10%です。